

障害児福祉計画

- ◆ 平成28年の児童福祉法改正において、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされた。

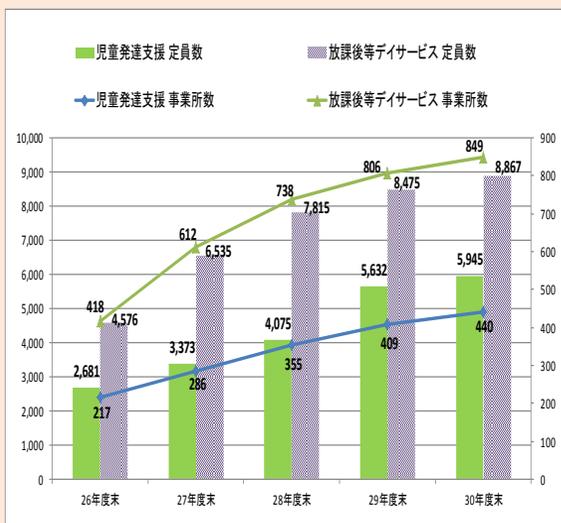
【成果目標（第1期障害児福祉計画）】

事項名	実績（平成28年度末）	目標（令和2年度末）
児童発達支援センター	22区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援	17区市町村	全ての区市町村において利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	23区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	21区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上確保

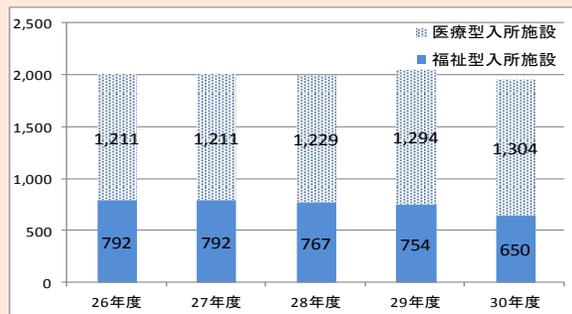
事項名	実績（平成28年度末）	目標（平成30年度末）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	—	各区市町村において設置

障害児支援の現状

◆ 障害児通所支援の事業所数及び定員



◆ 障害児入所施設の定員



◆ 障害児相談支援の利用者



※月平均の利用実績

障害児支援の取組

- ◆ 第1期障害児福祉計画（平成30年度から令和2年度）までに、児童発達支援センターの設置を促進するために、包括補助事業にて初期経費を補助（補助基準額：5,000千円、補助率1/2）

➢ 24区市（36か所）＜平成30年度末＞

- ◆ 障害者・障害児地域生活支援3か年プランにおいて、利用者の重度化等のニーズに対応した施設整備を促進（設置者負担の1/2を助成）

➢ 主に重症心身障害児に対応した児童発達支援30区市（56か所）＜平成30年度末＞

➢ 主に重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス31区市（57か所）＜平成30年度末＞

- ◆ 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスを充実

○ 医療的ケア児支援関係機関連絡会

→ 支援関係者の連絡調整・意見交換の場を確保

○ 重症心身障害児等在宅療育支援事業

→ 看護師による訪問事業の対象を医療的ケア児まで拡大

○ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

→ 医療的ケア児を介護する家族等まで対象拡大

○ 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業

→ 医療的ケア児に対応可能な訪問看護STを拡大

➢ 医療的ケア児等の協議の場の設置 22区市町村＜平成30年度末＞

➢ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業について、25区市が医療的ケア児への対象拡大＜平成30年度中＞